

事業主の方へ給付金制度のご案内

雇用調整を行わざるを得ない事業主の方へ（雇用の維持、再就職支援のために）

（平成22年4月1日現在の内容です。今後、改正される場合もあります。）

助成金等	対象となる事業主の方	支給額	問い合わせ先
雇用調整助成金 中小企業緊急雇用安定助成金	景気の変動、産業構造の変化その他の経済上での理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、一時的に休業、教育訓練または出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金等の一部が助成されます。	雇用調整助成金 ・休業手当相当額の2/3（上限あり） ・支給限度日数3年間で300日 ・教育訓練：上記金額に1人1日4,000円を加算 ・出向：出向元で負担した賃金の2/3（上限あり） 中小企業緊急雇用安定助成金 ・休業手当相当額の4/5（上限あり） ・支給限度日数3年間で300日 ・教育訓練：上記金額に1人1日6,000円を加算 ・出向：出向元で負担した賃金の4/5（上限あり）	職業対策課 または最寄りのハローワーク
労働移動支援助成金 （求職活動等支援給付金）	事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者（再就職援助計画対象者等）に対し求職活動等のための休暇を付与し、休暇日に通常の賃金の額以上の額を支給した事業主に助成されます。	・休暇を付与した場合 1人当たり日額7,000円 （上限あり）	職業対策課 または最寄りのハローワーク
労働移動支援助成金 （再就職支援給付金）	事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者（再就職援助計画対象者等）の再就職支援を民間の職業紹介事業所に委託し、再就職を実現させた事業主に助成されます。 *再就職援助計画 事業の縮小に伴い、離職者を生ずることとなる場合に離職者を援助するために事業主が作成する計画です。 *求職活動支援書 事業主都合の解雇等により離職することが予定されている高年齢者等が希望するとき、主体的な求職活動を支援するために事業主が作成する書面です。	・中小企業事業主の場合 委託費用の1/2 （上限あり） ・中小企業事業主以外の事業主の場合 委託費用の1/3 （上限あり）	職業対策課 または最寄りのハローワーク

人を雇い入れる事業主の方へ（就職・再就職の支援が必要な方や就職が困難な方を雇い入れるときは）

助成金等	対象となる事業主の方	支給額	問い合わせ先
特定求職者雇用開発助成金	高年齢者、母子家庭の母等、障害者等の就職が特に困難な者をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部が助成されます。 助成対象期間は対象労働者及び大企業・中小企業の別により1年、1年6か月、2年となります。	支給額は、対象労働者の短時間労働者以外・短時間労働者の区分及び大企業・中小企業の別により 30万円、50万円、60万円、90万円、100万円、135万円、240万円が支給されます。	職業対策課 または最寄りのハローワーク
高年齢者雇用開発特別奨励金	雇い入れ日の満年齢が65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れた事業主に支給されます。 (1年以上継続して雇用することが確実な場合に限ります。) 助成対象期間は1年です。	・30時間以上の者 大企業 50万円 中小企業 90万円 ・20時間以上30時間未満の者 大企業 30万円 中小企業 60万円	職業対策課 または最寄りのハローワーク
試行雇用（トライアル雇用）奨励金	業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきつかけとするため就職が困難な若年者、中高年齢者、母子家庭の母等、障害者等を試行的に短期間雇い入れた事業主に支給されます。	・対象労働者1人につき 月額4万円 *支給上限3か月分まで	職業対策課 または最寄りのハローワーク
若年者等正規雇用化特別奨励金	「年長フリーター及び30代後半の不安定就労者」または「採用内定を取消されて就職先が未決定の学生等」を正規雇用する事業主が、一定期間ごとに引き続き正規雇用している場合に支給されます。	・中小企業 100万円 ・大企業 50万円 *奨励金は3期に分けて支給されます。	職業対策課 または最寄りのハローワーク
実習型試行雇用奨励金・実習型雇用助成金	新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者をハローワークの紹介により原則6か月間の実習型雇用として受け入れ、その後に正規雇用として雇い入れる事業主へ支給されます。	実習型雇用を行った事業主には、実習型雇用終了後に実習型試行雇用奨励金・実習型雇用助成金が支給されます。 月額10万円	職業対策課 または最寄りのハローワーク
正規雇用奨励金		実習型雇用終了後、常用雇用として正規に雇い入れた場合、正規雇用後の6か月間の定着と、さらにその後の6か月間の定着を要件とし、それぞれ50万円ずつ2回の時期に分けて正規雇用奨励金が支給されます。 100万円	
建設業新分野教育訓練助成金	建設業以外の新分野へ進出する中小建設事業主の方への支援制度です。建設労働者を継続して雇用しつつ、建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を実施した事業主へ支給されます。 ※教育訓練計画に基づき平成22年2月8日～平成23年3月31日までに対象訓練を行い、訓練終了後対象労働者を新分野事業にて1年以上継続して雇用することが確実であること。	① 教育訓練に要した経費の2/3（1日当たり20万円、60日分を限度） ② 教育訓練を受講させた労働者1人につき日額7,000円（上限60日分を限度） ①及び②の合計額が支給されます。	職業対策課 または最寄りのハローワーク

<p>建設業離職者雇用開発助成金</p>	<p>建設業離職者を雇い入れた建設業以外の事業主の方への支援制度です。建設業に従事していた方をハローワーク等の紹介により新たに雇い入れた建設業以外の事業主へ支給されます。</p> <p>※平成22年2月8日～平成23年3月31日までの間に一般被保険者（一週間の所定労働時間30時間未満の労働者を除く）として雇い入れる事業主であること。</p>	<p>対象者は、雇入れ日の満年齢が45歳以上60歳未満で次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇入れ前1年間のうち、6か月以上、建設事業を行う事業所において建設事業に従事していた。 ・雇入れ前1年間のうち、建設事業を行っていた個人事業主又は同居の親族のみを使用する事業主であった。 <p>6ヶ月経過後45万円 （大企業は、25万円） 12ヶ月経過後45万円 （大企業は、25万円）</p>	<p>職業対策課 または最寄りのハローワーク</p>
<p>新卒者体験雇用奨励金</p>	<p>ハローワークに求職登録を行い、就職先が未決定の新規卒業者を体験雇用（31日間・有期雇用）として受け入れる事業主の方に新卒者体験雇用奨励金が支給されます。</p>	<p>平成21年10月～平成22年9月末までに卒業した者で、雇入れ日の満年齢が40歳未満の者。 対象者1人につき月額8万円</p>	<p>職業安定課 または最寄りのハローワーク</p>
<p>精神障害者ステップアップ雇用奨励金</p>	<p>ハローワークの紹介により、精神障害のある方を試行的に雇用し、短時間の就業から始め、一定の期間をかけて、仕事や職場への適応状況をみながら、徐々に就業時間を延ばしていく「ステップアップ雇用」に取り組んでいただく事業主に支給されます。</p> <p>*支給対象者に対してグループ雇用を行い、支援担当者を1グループに1名選任している場合は、グループ雇用奨励加算金が併せて支給されます。</p>	<p>精神障害者ステップアップ奨励金 月額25,000円/1人 （最大12か月間） グループ雇用奨励加算金 月額25,000円/1グループ</p>	<p>職業対策課 または最寄りのハローワーク</p>
<p>障害者初回雇用奨励金（ファーストステップ奨励金）</p>	<p>ハローワークの紹介により、企業における障害者雇用を促進するため、障害者雇用の経験のない中小企業（障害者の雇用義務制度の対象となる56～300人規模の中小企業）が初めて障害者の方を雇用した場合に支給されます。</p>	<p>対象者1人目を雇用した場合に限り、100万円</p> <p>*精神障害者で短時間労働者の場合は、2人以上で1人目とみなします。</p>	<p>職業対策課 または最寄りのハローワーク</p>
<p>発達障害者雇用開発助成金</p>	<p>発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、地域職業センターの支援を受けた発達障害者を、ハローワークの紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金の一部に相当する額が助成されます。</p>	<p>短時間労働者以外の者 大企業 期間1年 50万円 中小企業 期間1年6か月 135万円</p> <p>短時間労働者 大企業 期間1年 30万円 中小企業 期間1年6か月 90万円</p>	<p>職業対策課 または最寄りのハローワーク</p>
<p>難治性疾患患者雇用開発助成金</p>	<p>難治性疾患患者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、難治性疾患患者についてハローワークの紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金の一部に相当する額が助成されます。</p>	<p>*6か月毎の支給対象期に分けて支給されます。</p>	

その他の助成金

助成金等	対象となる事業主の方	支給額	問い合わせ先
派遣労働者雇用安定化特別奨励金	派遣可能期間の制限への対応を検討されている事業主の方で、6か月を超える期間継続して労働者派遣を受け入れていた業務に、派遣労働者を無期または6か月以上の有期（更新有に限り）で直接雇い入れる場合、かつ、労働者派遣の期間が終了する前に内定又は労働契約の申込みを行い（就業開始日が終了後1か月以内）直接雇い入れる場合に支給されます。	期間の定めのない労働契約の場合 大企業 計 50万円 中小企業 計100万円 6か月以上の期間の定めのある労働契約の場合 大企業 計 25万円 中小企業 計 50万円 *奨励金は3期に分けて支給されます。	需給調整事業室 または最寄りのハローワーク
介護未経験者確保等助成金	介護関係業務の未経験者を、雇用保険被保険者（短時間被保険者を除く）として雇い入れた場合で、1年以上継続して雇用することが確実であると認められる場合、事業主（企業単位）に助成されます。 *「介護参入特定労働者」の場合は、支給額が倍額になります。（雇い入れ時点の25歳～39歳の方、かつ過去1年間に雇用保険被保険者でなかった方）	対象労働者1人当たりの助成額 6か月間の支給対象期ごとに25万円（支給対象期は1年） 「介護参入特定労働者」の場合 6か月間の支給対象期ごとに50万円（支給対象期は1年） *奨励金は2期に分けて支給されます。 *対象労働者数の上限あり	職業対策課 または最寄りのハローワーク
介護基盤人材確保等助成金（特定人材対策）	介護関連事業主が、新サービスの提供等に伴い、都道府県知事が認定した改善計画の雇用管理改善に関連する業務を担う人材として、特定労働者（実務経験が1年以上ある介護福祉士等）を雇い入れた場合、助成されます。	1事業主（企業単位）当たり3人まで 対象労働者1人当たり上限70万円まで	職業対策課 または最寄りのハローワーク
介護労働者設備等整備モデル奨励金	介護労働者の身体的負担軽減や腰痛を予防するため、事業主が介護福祉機器について、導入・運用計画を提出し、都道府県労働局の認定を受けて導入した場合に、所要経費の一部が支給されます。	介護福祉機器の導入等に要した費用であって、計画期間内に支払いが完了した額の1/2 （上限あり 300万円まで）	職業対策課 または最寄りのハローワーク
中小企業雇用安定化奨励金（正社員転換制度奨励金）	雇用する有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、労働協約又は就業規則により、正社員転換制度、正社員と共通の処遇制度又は正社員と共通の教育訓練制度のいずれかを導入し、実際に労働者に適用した中小事業主に対して支給されます。	正社員転換制度奨励金 ・制度導入分 1事業主につき40万円 ・転換促進分 2人以上転換した場合に1人当たり20万円（最大10人） 母子家庭の母等については30万円 ・制度処遇制度奨励金 1事業主につき60万円 ・共通教育訓練制度奨励金 1事業主につき40万円	職業対策課 または最寄りのハローワーク

<p>育児休業取得促進等助成金 (育児休業取得促進措置)</p>	<p>労働協約または就業規則に育児休業制度を定め対象被保険者の請求に基づき、当該育児休業制度を利用させ、その育児休業期間中に、当該対象労働者に対し連続して3か月以上経済的支援を行った場合に支給されます。</p> <p>* 対象被保険者 雇用保険の被保険者（高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を除く）であって、休業制度利用開始の前日において雇用保険の被保険者として継続して雇用された期間が6か月以上ある者</p>	<p>事業主が行う経済的支援額（1日当たりの支給額が次の額を上回る場合は、そのいずれか低い額に当該支給対象期の日数を乗じて得た額）に下記①の助成率を乗じた額を支給（1円未満切捨）</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象被保険者の休業開始時賃金日額の3/10に相当する額 雇用保険の賃金日額上限額（30歳以上45歳未満）の3/10に相当する額 <p>①助成率 大企業1/2 中小企業2/3 ②基準期間 事業主が育児・介護休業法第5条に基づく育児休業中（原則、子が1歳に達する迄。ただし、一定の場合には1歳6か月に達するまで）の対象被保険者に対して連続して3か月以上に渡り経済的支援を行った期間 ③支給対象期間 基準期間の初日から起算した最初の6か月を支給対象期の第1期とし、以後6か月ごとに第2期、第3期、第4期、第5期、第6期とします。</p>	<p>職業対策課 または最寄りのハローワーク</p>
<p>職場適応訓練費</p>	<p>実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施するものであり、訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを期待して実施するもので、訓練を行った事業主に支給されます。訓練期間は、通常6か月（重度の障害者等は1年）以内です。</p>	<p>支給限度額 月額24,000円/1人 (重度の障害者25,000円)</p>	<p>職業対策課 または最寄りのハローワーク</p>
<p>中小企業子育て支援助成金</p>	<p>平成18年4月1日以降、過去初めての育児休業取得者が生じた100人以下の事業主に助成されます。</p>	<p>5人目まで支給 1人 育児休業 100万円 2～5人 育児休業 80万円</p>	<p>雇用均等室</p>
<p>事業所内保育施設設置・運営等助成金</p>	<p>労働者のために事業所内保育施設を設置、運営、増築または保育遊具等の購入を行う事業主及び事業主団体に助成されます。</p>	<p>事業所内保育施設を設置した場合 助成限度額 2,300万円 事業所内保育施設の運営を開始した場合 通常型の場合：施設の現員に応じ、 1～5年目の助成限度額 699万6千円 6～10年目の助成限度額 466万4千円 (なお、助成率等は企業規模により異なります。) 事業所内保育施設の保育遊具等を購入した場合 助成限度額40万円</p>	<p>雇用均等室</p>

<p>職場意識改善 助成金</p>	<p>中小企業における労働時間等の設定の改善を効果的に実施するために必要な体制の整備などを内容とする「職場意識改善計画」（都道府県労働局長の認定が必要）に基づき、取組を効果的に実施した中小企業事業主の方へ助成されます。</p>	<p>1 か年度目取組を効果的に実施した 場合 50万円 1 か年度目労働時間等の「制度面」 にまで踏み込んだ改善を実施した場 合 50万円 2 か年度目取組を効果的に実施し た場合 50万円 2 か年度にわたり顕著な成果を上 げた場合 50万円</p>	<p>監督課</p>
<p>団体安全衛生 活動援助事業 (たんぽぽ計 画)</p>	<p>小規模事業場の労働災害防止・安全衛生水準の向上を支援する制度で、厚生労働省の委託を受けた者（委託者）が実施するものです。対象となるのは、委託者に登録された製造業を主たる構成員とする団体で、安全衛生活動を資金及び技術面から総合的に3年間サポートします。支援を利用するには、団体の登録が必要です。参加する団体の選定は、厚生労働省が行い、それに基づいて委託者が登録し、各種の支援を行います。</p>	<p>団体安全衛生活動計画等を基準に、 1 団体当たり一定額（事業場数に応 じた額）を団体活動資金として年2 回に分けて交付します。</p>	<p>安全衛生課</p>